

再生可能エネルギー発電設備の接続に関する個別協議の受付要領

本受付要領について

- 本受付要領は、当社が平成26年9月24日に公表した「九州本土の再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答保留について」に伴い、事業者が回答保留期間中の個別協議（以下、「個別協議」といいます。）をご希望される場合の、手順・遵守事項等について定めたものです。
- 個別協議をご希望される事業者については、本受付要領に記載の事項をご確認いただき、お申込みいただきますようお願いいたします。

個別協議による系統接続の取扱いについて

- 当社は、回答を保留させていただいている期間において、再生可能エネルギーの接続可能量を見極める検討とともに、事業者に提示する出力調整の要件・方法等を検討させていただいております。
- 「個別協議による系統接続」につきましては、他の事業者よりも先行して系統接続を進めることとなるため、「電力の安定供給に影響を及ぼさないこと」を要件としております。
- また、当社の回答をお待ちいただいている事業者さまとの公平性の観点から、回答保留解除後に他事業者さまの接続要件を別途提示可能となった場合においても、「個別協議による系統接続」の事業者さまには、電力受給契約の全期間にわたり、引き続き「Ⅲ 個別協議の要件」を遵守していただくなど、回答をお待ちいただいている事業者さまに不利益が無いよう取り扱いますので、予めご了承ください。

個別協議の基本的要件

（共通事項）

- 発電出力の調整のために必要な機能・設備を事業者自身が事業者の負担で設置すること
- 発電出力の調整の実績を記録する装置を有し、当社からの要請に応じて、その記録（必要な電子データを含む）を提出すること
- 申込みの内容に変更が生じる場合は、すみやかに当社に連絡すること
- 本受付要領に記載の事項に同意いただくこと

（蓄電池）

- 当社が指定する時間帯（毎日9時～15時）の発電電力量を全て蓄えることが可能な蓄電池を併設し、指定する時間帯以外の時間*に放電を行うこと

＊ 基本的には17時～24時の時間帯で売電していただくこととなります。なお、回答保留解除後の状況や、当社の需給状況等に応じ時間帯を変更することがあります。その場合、当社の依頼に従っていただけることを要件といたします。

- 併設に必要な蓄電池設備容量は、以下のとおりであり、これを上回っていること。

【太陽光発電】

・ 蓄電池容量 [kWh] = 定格出力 [kW] × 83% × 6 h

【風力発電】

・ 蓄電池容量 [kWh] = 定格出力 [kW] × 95% × 6 h

【水力、地熱、バイオマス発電】

太陽光・風力と異なり一定の出力調整が可能なこれら3電源については、基本的に蓄電池の併設は不要。

ただし、蓄電池を併設しなければ出力調整ができない場合の容量は、以下のとおり。

・ 蓄電池容量 [kWh] = 定格出力 [kW] × 6 h

(出力抑制)

- 発電設備の出力を調整可能な装置を具備し、当社が指定する時間帯（年間を通じて毎日9時～15時）に発電設備を停止・出力抑制を行うこと
- 出力抑制に対し、無補償で応じていただけること

(注1) 当社が指定する時間帯については、現時点で当社の需給バランスに影響があると考えられる時間としています。

(注2) 上記要件を満たす場合であっても、別途系統上の対策が必要な場合については、個別協議をお断りする場合がございます。

個別協議の申込み

- 個別協議の申込みにあたっては、低圧で当社系統に連系される場合は電力受給契約申込みをいただく際の申込書、高圧または特別高圧で当社系統に連系される場合は接続検討（事前検討）申込みまたは接続契約兼接続検討（本検討）（以下、総称して「接続検討（接続契約）」といいます。）申込みをいただく際の申込書と併せて、所定の「再生可能エネルギー発電設備の接続に関する個別協議申込書」（以下「申込書」という）を当社に提出していただきます。

（提出先） 低圧申込みの場合…九州電力株式会社 管轄営業所 営業担当G

高圧以上申込みの場合…九州電力株式会社 お客様本部 電力購入G

- また、当社が個別協議の要件を確認できる以下の資料を提出いただきます。

なお、既に接続検討（接続契約）をお申込み済の場合、変更となる資料（単線結線図など）をあらかじめ提出していただきます。

- 提出された申込書及び資料について、当社にて確認の結果、不備がある場合、再提出をお願いします。

【申込書とあわせて提出していただく資料】

(蓄電池を併設される場合)

- ・蓄電池及び制御装置等を記載した単線結線図
- ・設置する蓄電池の仕様書
- ・制御方法の説明資料

(出力抑制いただく場合)

- ・発電設備を停止・出力を抑制する装置等を記載した単線結線図
- ・発電設備を確実に停止する装置等の仕様書
- ・発電設備を停止・出力を抑制する制御方法の説明資料

個別協議申込後の審査

- 個別協議を申込みいただいた後、当社にて、提出資料等を基に申込書に記載の個別協議適用要件が技術的に満たされているか審査を実施いたします。

ただし、系統制約状況等によっては、条件を変更させていただく場合があります。

- 審査の過程において、個別協議適用要件が満たされていないと当社が判断した場合には、個別協議をお断りさせていただきます。なお、個別協議適用要件を満たす場合であっても、別途系統上の対策が必要な場合や接続契約検討中の他の事業者の工事費負担金に影響が発生する場合については、個別協議をお断りさせていただきます。
- 審査は、個別協議の申込順に実施させていただきます。なお、審査結果は1か月程度を目安にお知らせいたします。

個別協議継続の意思確認

- 個別協議適用要件を満たしている場合には、当社からお知らせするとともに、接続検討の開始をご希望される事業者は所定の「個別協議継続意思確認書」を提出していただきます。

(提出先) 低圧申込みの場合…九州電力株式会社 管轄営業所 営業担当G

高圧以上申込みの場合…九州電力株式会社 お客さま本部 電力購入G

- 個別協議継続の意思を確認し、接続検討開始後に個別協議の申込の撤回を希望される場合、「辞退届」を提出していただきます。

(注意事項)

「個別協議継続意思確認書」を提出した後に個別協議に基づく接続検討を辞退される場合、接続検討(接続契約)の申込みも同時に辞退するものとみなします。そのため、再生可能エネルギー発電設備の接続を再度希望する場合は、あらためて接続検討(接続契約)申込みを実施していただくこととなりますので、ご注意ください。

また、意思確認後に保留期間が終了した場合において個別協議の申込の撤回を希望される場合は「辞退届」を提出していただけます。

接続検討

- 個別協議の継続意思確認書を提出した後、「事業用太陽光発電系統連系受付要領」の「IV 接続検討（事前検討）、接続契約及び受給契約申込（系統連系の優先順位の決定）」に準じて、接続検討を行います。
- なお、接続検討にあたり、同意いただいている個別協議の要件にて系統接続することを前提に接続検討を行い、必要となる設備工事の内容や工事費負担金概算額等を回答いたします。

VIII 確認書の締結

- 接続検討の結果、連系が可能と当社が判断した場合は、個別協議適用要件の内容を確実に実施していただくための確認書を締結させていただきます。
- 確認書には、個別協議適用要件に違反した場合の条件等を含みます。また、確認書の有効期間は、本件個別協議を実施した発電設備に係る電力受給契約期間と同一の期間となります。
- 確認書の締結は、工事費負担金入金前とします。
- 電力受給契約の期間中に事業者が変更となる場合においては、確認書の効力は変更後の事業者に継承されるものといたします。

個別協議の申込期限

- 個別協議の申込期限は、回答保留期間終了日付までといたします。

その他

- 個別協議に関する事項以外は、事業者の電源種別及び電圧種別に応じた契約要綱等に準じます。

以 上